みんなで考えよう!おうちの未来

~空き家をそのままにしないために~

※この案内文は、固定資産税が課税されている方の納税通知書に同封しています。 現在、空き家をお持ちでない方にもお送りしていますのでご了承ください。

『空き家になったら!』を考えておきましょう

◎家族で話し合いましょう

居住しているときから空き家になったときのことを考えておきましょう。家族間での話し合いや遺言書などにより方針を決めておくことがトラブルの防止につながります。



◎登記について

令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました。空き家の活用や処分のためには、正しく登記されていることが重要です。詳しくは山形地方法務局寒河江支局(20237-86-3258)へお問い合わせください。

空き家の所有者等の方へ ~空き家の適切な管理をお願いします~

空き家の適正管理は所有者等の責務です

空き家は個人所有の財産であり、所有者、相続人または管理者は、周辺の生活に悪影響等を及ぼさないよう空き家を適切に管理する責任があります。空き家等を適切に管理せずに放置した結果、空き家の瓦や外壁が落下し、近隣家屋や通行人に被害を及ぼした場合は、所有者等が損害賠償責任を負う可能性があります。(民法第717条)

空き家の適正管理について

町では、河北町シルバー人材センターと「空き家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しておりますので、見回りや草刈り等を依頼することができます。ご相談・ご依頼は河北町シルバー人材センター(20237-73-4680)へお問い合わせください。

空き家に関する相談会等について

◎空き家相談会(主催:河北町)

司法書士などの専門家に直接相談することができる無料相談会を事前申込制で7月頃に開催予定です。開催概要が決定しましたら、広報かほくや町ホームページでお知らせします。

◎空き家総合案内窓口(山形県空き家活用支援協議会)

空き家を「どうしたらよいか」、「どこに相談したらよいか」分からない方は、「空き家総合案内窓口」をご利用ください。

2023-679-5255(山形県すまい・まちづくり公社)

受付時間:毎月第2・第4火曜日 10:00~12:00、13:00~16:00

◎町の空き家相談総合窓□

町職員による空き家等相談は事前にご連絡をお願いいたします。裏面≪問合せ≫にご連絡 ください。



令和7年度河北町空き家等除却事業費補助金について

地域の安全及び安心の確保並びに生活環境の向上を図るため、今後も使用が見込まれない 空き家又は周囲に対して、老朽化等により危険な状態にある特定空き家を除却する経費の一 部を助成します。申請要件や受付件数に限りがありますので、補助金を希望する方は事前に 必ず下記≪問合せ≫にご相談ください。

<補助金の額>

特定空き家:補助対象経費の10分の8(上限80万円)

特定空き家以外の空き家:補助対象経費の10分の4(上限40万円)

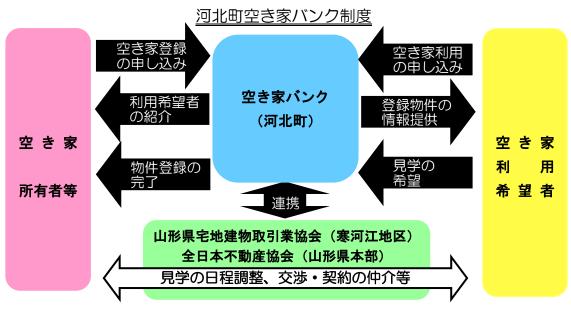
空き家の譲渡所得における3,000万円特別控除について

空き家を除去した敷地を譲渡した場合等には、その譲渡所得から 3,000 万円を特別控除することができます。この特例を受けるためには、町に確認申請書を提出した後に、税務署での確定申告を行う必要があります。適用期限等要件がありますので、詳しくは下記《問合せ》にご相談ください。

河北町空き家バンクをご利用ください

空き家を売りたい・貸したいという空き家所有者が、町の「空き家バンク」に登録を申し込み、町内に移住・定住するため空き家を買いたい・借りたいという空き家利用希望者に、町が「空き家バンク」の情報を紹介する制度です。

また、町では専門機関と連携協定を結び仲介役を担ってもらい、様々な相談に対し助言等を行っています。空き家をお持ちの方は、是非「空き家バンク」にご登録ください。



※契約に際し、トラブル防止のため宅建業者等の仲介をお勧めします。 空き家バンクに登録することで活用できる補助金もあります! 詳しくは下記の≪問合せ≫にご連絡いただくか、町のホームページをご覧ください。

≪問合せ≫河北町役場 ☎0237-73-2111 (代表)

- ●空き家全般に関すること・空き家の情報提供などの総合窓口…防災危機管理課空き家対策室
- ☎内線 260
- ●空き家の利活用(空き家バンク)に関すること…くらし応援課 移住・定住・交流推進係
- ☎内線 234

